

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第1項及び第3項の規定に基づき富山県が定める図書について

第1 必要と認める図書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第2条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて認定の申請をする場合においては、次の4に掲げる図書）とする。

- 1 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定住宅を受けた型式に適合する部分を含む住宅に係る認定の申請にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能確認書を含む。）の写し
- 2 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る認定の申請にあつては、登録住宅型式性能認定等機関が交付する型式住宅部分等製造者認証書の写し
- 3 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号。以下「告示」という。）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、次に掲げる図書
 - (1) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る認定の申請にあつては、国土交通大臣が交付する特別評価方法認定書の写し
 - (2) 登録試験機関による同等性確認（住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの基準のうち、評価方法基準に定められた基準以外のものを含めた基準に関して、特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定を行うことにより、住宅の構造及び設備に講じる措置が告示第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上であることを確認することをいう。）を受けた住宅又は同等性確認を受けた住宅の部分を含む住宅に係る認定の申請にあつては、当該登録試験機関が交付する同等性確認の結果の証明書
 - (3) (1)及び(2)に掲げる図書を除くほか、告示第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることを確認するために必要な図書
- 4 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書

第2 不要と認める図書

省令第2条第3項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 1 第1の1の住宅型式性能認定書の写しを添えた場合にあつては、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（住宅型式性能確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定）の申請において明示することを要しない事項を示すために必要な図書
- 2 第1の2の型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合にあつては、型式住宅部分等

製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項を示すために必要な図書

- 3 第1の3(1)の特別評価方法認定書の写し又は第1の3(2)の同等性確認の結果の証明書を添えた場合にあつては、告示第3に定める長期使用構造等とするための措置（これらの図書により同等以上の措置が講じられていることが確認できるものに限る。）を示すために必要な図書